

環状樹皮製品とその用途について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/2843

研究ノート

環状樹皮製品とその用途について

松永 篤知（大学院文学研究科）

1. はじめに

近年、低湿地遺跡などの発掘調査によって、通常遺存しにくい植物質の遺物が続々と発見されている。それらは当時の生活の一端を示す、貴重な資料である。しかし、中には用途不明のものも数多く存在している。ここでは、樹皮を巻き束ねたドーナツ状の製品「環状樹皮製品」(註1)について、現在推定されているいくつかの使用法を紹介した上で、若干の私見を述べてみたいと思う。

2. 出土環状樹皮製品

まず、環状を呈する樹皮・繊維製品が出土した遺跡について紹介する。

(1) 縄文時代

縄文時代に属するものとしては、北海道小樽市・忍路土場遺跡（縄文後期）、秋田県五城目町・中山遺跡（同後・晩期）、石川県金沢市・チカモリ遺跡（同後・晩期）、滋賀県大津市・滋賀里遺跡（同晩期）からそれぞれ出土している。

忍路土場遺跡からは、「環状繊維製品」とされるものが3点出土している。Q-1・Q-2は、枝状の材がねじられて束ねられ輪になっており、それぞれ1ヶ所ずつ、別に枝が取り付けられている。Q-1は径45.0～47.0cm、Q-2は径29.5cm。ただしこの2点は、以下に述べる環状樹皮製品とは大きく形状を違えるものであり、あくまでも参考として紹介しておく。残るQ-3は、草状の繊維を環状に束ねたもので、径は13.0cm。3点ともc層から出土しており、時

中山遺跡では、縄文後期後半～晩期前半の土器（十腰内式～大洞C1式）を含む泥炭層の期は縄文後期中葉（ホッケマ式期）にあたる下部から、“ドーナツ状”の樹皮製品が出土している。枝がついたままの杉の葉を、幅2.6cm。ほどの杉皮で丁寧に巻き束ねたもので、直径約30cmをはかる。

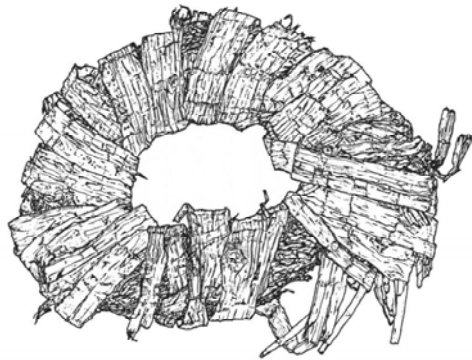


図1 中山遺跡の環状樹皮製品
(名久井1999より転載)

チカモリ遺跡出土のものは、樹皮をリング状に巻きこみ、別の樹皮で一部を綴じており、長径9.3cm、短径6.3cmである。時期は縄文後～晩期に属する。

滋賀里遺跡のものは、樹皮を芯として、同じ樹皮を10回以上固く巻きつけている。報告書に記載がないため径については不明。D区貝塚ピート層から出土しており、時期は晩期初頭(滋賀里 式期)にあたる。

(2) 弥生時代

弥生時代に属するものとしては、富山県上市町・江上A遺跡(弥生後期)、石川県金沢市・近岡遺跡(同終末)、愛知県清洲町・朝日遺跡(同後期以降)からそれぞれ出土している。

江上A遺跡からは、「器台」とされるものが2点出土している。うち435は、幅2cm、厚さ1mmの樹皮を数枚重ね巻きにして芯とし、それに直交するように同じ樹皮をらせん状に巻きつけたもので、口径18cm、高さ6cm。時期は弥生後期に属する。

近岡遺跡では、樹皮や小枝状のものを重ねて芯とし、幅1.3cmの樹皮で束ねており、長径15.6cm、高さ2.5cm。主に弥生時代終末期(月影式)の土器が出土する大溝から見つかった。

朝日遺跡のものは、幅1～1.5cmの樹皮を環状に巻いた後、さらに樹皮を巻きつけている。滋賀里遺跡と同じ理由で径は不明。時期は弥生後期後半(欠山式)以降に属する。

3. 環状樹皮製品の推定用途

次に、環状樹皮製品について、推定されているいくつかの用途を紹介する。

まず忍路土場遺跡では、大型の2点は「タモ柵」、小型の1点は「器台」(地上置き・頭上運搬用)として推定されている。江上A遺跡か

ら出土した2点も、同じく「器台」としての用途が考えられている。環状樹皮製品の形状を単純に見た場合、確かに「器台」が最初に思い浮かぶ。

次に中山遺跡のものは、「ワラダ」と呼ばれる威嚇具として推定されている。「ワラダ」とは、民俗事例に見られるウサギ猟の道具である(註2)。同様の猟法は全国各地で見られ、例えば石川県の白山麓周辺では「シブタ」、福井県勝山市では「シューター」と呼ばれる環状の威嚇猟具が使用されている。中山遺跡の樹皮製品も民具の威嚇猟具も径30～40cmくらいで、両者が似ていることは確かである。しかし、当時ウサギの威嚇猟法があったとすると、別の問題が出てくる。威嚇猟法に使う道具は地域によって使用法・形態・呼称が大きく異なり、環状である必要もない。「パイ」「バエ」などと呼ばれる棒状の威嚇猟具も各地で見られる。そうすると、棒状の不明品などにもそうした用途を考える必要が出てくるのである。しかし、ほとんど人の手を加えていない木枝・木棒の中から、威嚇猟具を見つけることは事実上不可能である。「ワラダ」説は、先史時代の猟法に新たな可能性を示すものではあるが、逆に遺物認識の限界を我々に感じさせるものでもある。



図2 民俗事例に見る威嚇猟具
(石川県立歴史博物館)

チカモリ遺跡では、「用途不明樹皮製品」として紹介しながらも、「木から採った樹皮を飾り弓用、あるいは土器補修用に保存したもの」である可能性を指摘している。

滋賀里遺跡のものは、「樹皮巻き把手」「釣手」とされているが、遺物の径や幅について記載がなく、写真のみの紹介なので機能推定が妥当かどうか、はっきりしない。

近岡遺跡では、遺物の径・高さに注目した

上で威嚇猟具・器台である可能性を否定し、「頭上運搬具」として使われた可能性を指摘している。遺跡にほど近い石川県内灘町内には、近年まで「ワ」による頭上運搬の民俗事例があったことも知られており、興味深い。ただしそう考えると、頭上運搬が弥生時代終末期までさかのぼってしまうという問題も出てくる。

環状樹皮製品は、その直径によって2つに大別できる（径30cm以上のものと、径10～20cm前後のもの）。前者は、「たも粹」とされるものを除けば、「ワラダ」とされる中山遺跡のもの1点である。一方後者は、「器台」、「頭上運搬」、「樹皮保存」といった様々な用途が推定されているが、中でも可能性が高いのは「器台」説のように思われる。環状樹皮製品の用途について、径を基準として「ワラダ」と「器台」に分けることも可能なのではないだろうか。近岡遺跡例のように高さも考慮に入れると、より細かく分類できると思われるが、環状の遺物を見る際には、径が一番わかりやすい。推定されている用途が正しいかどうかは別として、径による大別は決して意味のないものではないように思う。

4. おわりに

以上、環状樹皮製品の用途に関する諸説を紹介し、簡単に私見を述べてみたが、縄文時代研究においては「ワラダ」説が受け入れられているような感がある。しかし、民具に似ているものがあるというだけでは決め手に欠ける。威嚇猟法の存在さえも推測の域を出ない。環状樹皮製品とは、非常にあいまいな存在なのである。こうした遺物の用途を推定する際には、より広い視点が要求される。今回は径によって環状樹皮製品を大きく分けたが、あくまでも目安にすぎない。それぞれの環状樹皮製品の本当の用途を知るためには、素材・出土状況・周辺の環境・民俗事例など、あらゆる要素を考慮に入れる必要があることは言うまでもない。

註

- 1) ここでは、環状を呈する「繊維製品」も含める。
- 2) 積雪期におけるウサギの習性を利用した狩猟法の一つに、威嚇猟法と呼ばれるものがある。専用の道具を投げたり振ったりすると、ウサギはその音や影を鷹などと勘違いして雪穴にすくんでしまう。その間に接近して、雪穴を埋めてしまえば、ウサギを容易に生け捕りにすることができるという。

参考文献

- 愛知県教育委員会 1982 『朝日遺跡』
石川県立埋蔵文化財センター 1986 『近岡遺跡』
石川県立歴史博物館 1999 『うさぎワンダーランド 夏休み 親子で楽しむ博物館』
金沢市教育委員会 1986 『金沢市新保本町チカモリ遺跡 第4次発掘調査兼土器編』
上市町教育委員会 1984 『北陸自動車道遺跡調査報告 上市町木製品・総括編』
(財)北海道埋蔵文化財センター 1989 『忍路土場遺跡・忍路5遺跡』
滋賀県教育委員会 1973 『湖西線関係遺跡調査報告』
高橋忠彦 1985 『縄文時代の漆工遺跡 中山遺跡』『えとのす』第26号
名久井文明 1999 『樹皮の文化史』吉川弘文館